

いわみ生活応援クーポン2026取扱事業者募集要項

（目的）

第1条 この要項は、地域経済活性化・生活支援クーポン発行事業実施要綱（令和7年12月25日制定。以下「要綱」という。）に基づき発行するクーポン券（以下、「クーポン」という。）を取り扱うことができる事業者（以下、「取扱事業者」という。）の募集及び登録に係る手続等について、必要な事項を定めるものとする。

（登録資格）

第2条 取扱事業者として登録できる者は、町内に本社、事務所又は営業所等を置く事業者とする。

（取扱いのできない取引等）

第3条 取扱事業者は、クーポンにより別表に掲げる商品（品目）の販売及び役務の提供等の取引を行ってはならない。

（取扱事業者の登録申込）

第4条 取扱事業者の登録を受けようとする者は、いわみ生活応援クーポン2026取扱事業者登録申込書（様式第1号）（以下「取扱事業者登録申込書」という。）により、令和8年7月31日までに町長に申し込むこととする。

2 取扱事業者登録申込書には、事業を行っていることを証明する書類を添付しなければならない。

（包括的な団体の特例）

第5条 個別の民間事業者を構成員とする岩美町商工会は、当該団体の構成員のうち取扱事業者になろうとする者に代わって登録の申込みを行うことができる。この場合、岩美町商工会は、いわみ生活応援クーポン2026取扱事業者一括登録申込書（様式第2号）に各構成員に係る取扱事業者登録申込書を添えて町長に申し込むものとする。

（取扱事業者の登録）

第6条 町長は、第4条又は前条の規定により提出された登録申込書の内容を審査し、取扱事業者の登録を行うものとする。

2 町長は、前項の規定により取扱事業者を登録した場合は、いわみ生活応援クーポン2026取扱事業者登録証明書（様式第3号（以下、「登録証明書」という。）を当該取扱事業者に対して交付するものとする。

3 町長は、前条の規定により岩美町商工会から登録申込みがあった場合は、岩美町商工会を経由して、当該会員の取扱事業者に前項に規定する登録証明書を交付するものとする。

（クーポンの取扱）

第7条 取扱事業者は、クーポンを持参した者に対し、令和8年8月31日までの間において券面記載額相当の物品の販売、貸付又は役務の提供を行うものとする。

(クーポンの換金)

第8条 前条によりクーポンを取得した取扱事業者は、町長に対し当該クーポン及びいわみ生活応援クーポン換金請求書(様式第4号)を提出し、換金を申し出るものとする。

2 換金の申し出は、換金業務代行機関にて令和8年9月30日まで行うことができるものとする。

3 換金業務代行機関は、クーポンの換金に伴う支払いについて、別に定める日に行うものとし、当該取扱事業者が指定する口座に振り込むものとする。

4 町は、換金業務代行機関との契約に基づき、クーポン換金に伴う費用を当該機関へ支払うものとする。

(取扱事業者の責務)

第9条 取扱事業者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 取扱事業者であることが分かるよう、見やすい場所に岩美町が交付する登録証明書を掲示すること。

(2) 通常の注意をもってすれば偽造されたものと判明する券あるいは大量に持ち込まれる等不正に使用されることが明らかなクーポンの受取りを拒否すること。なお、その際、町にその事実を速やかに通報すること。

(3) クーポンを受取った場合は、再流通を防止するため、券面に事業所名の記載又は押印をすること。

(取扱事業者の禁止行為)

第10条 取扱事業者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 第7条に定める取引において、クーポンの受取りを拒むこと。

(2) 登録証明書を第三者に譲渡すること。

(3) クーポンを第三者との間で交換、譲渡又は売買すること。

(取扱事業者の登録の取消)

第11条 取扱事業者が本要項に違反する行為を行った場合は、町長は当該取扱事業者の登録を取り消すことができる。

(経費の負担)

第12条 この要項に定める登録の申込み及びクーポンの取扱いを行うに当たって要する経費は、取扱事業者の負担とする。ただし、換金に伴う振込手数料は、この限りでない。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和7年12月25日から施行し、令和9年3月31日限りその効力を失う。

別表（第3条関係）

商品券で取り扱いできない商品（品目）等	事 例 等
1 直接消費喚起に該当しないもの	出資や債券の支払い、有価証券の購入 仕入れ等の事業資金、医療費等
2 商品券発行消費拡大につながりにくいもの	ビール券、図書券、切手、小為替 旅行券、プリペイドカード等
3 風俗営業関連	風俗営業関連業
4 賭博性の高いもの	宝くじ、馬券、舟券等
5 国、地方公共団体等への支払いに関するもの	税金、公営住宅家賃、上水道・下水道料 金、保育料、その他手数料、使用料等